

令和5年度版

高等部の生活

いつでもどこでも、平塚ろう学校の生徒であることを忘れず、次のことを注意しましょう。

高等部 _____ 年 _____ 組

氏名 _____

生徒心得（私たちの約束）

1. 学校生活

- きめられた時間・服装を守る。
- 言葉づかいは正しくする。
- すすんであいさつをするように心がける。
- 授業の始めと終わりにあいさつをする。
- 欠席・遅刻・早退は必ず担任に届ける。（連絡をする）
- 始業から放課までの間は、学校から出ない。
- 貴重品は自己管理とする。必要のないお金は持たない。
- お金の貸し借りはしない。
- お金や物品をなくしたり、捨てたりしたときは、すぐ先生に届ける。（連絡をする）
- 学校や友だちの物をだまって借りない。
- 上ばき・下ばきは区別する。
- 空のペットボトルとカンは、自動販売機横のごみ箱に捨てる。
- 歩きスマホはしない。
- 持ち物には名前をつける。
- 学校に関係ないものは持ってこない。
- 携帯電話(スマホ)は授業中には使わない。
- 喫煙・飲酒は絶対にしない。
- 校舎や学校の物をこわしたときは、担任に届ける。（報告をする）
- 仕事はきちんとやるように心がける。

2. 校外生活

- 生徒らしい服装をするよう心がける。
- 外出するときは、行き先、帰宅時刻、だれと行くのかなどを保護者に伝えておく。
- 夜遅くの外出はしないようにする。
- 未成年者は飲酒や喫煙をしない。
- 風紀上好ましくない所や、危険な場所に入入りしない。
- 友だちの家に泊まる場合は、保護者の許可を受ける。
- 旅行・登山・キャンプ等へ行くときは、保護者の許可を受ける。
- アルバイトをする者は、事前に保護者の許可を受け、担任に届けること。アルバイト先では、風紀や安全に十分注意する。また、居酒屋、スナックなど、直接酒類を扱うようなアルバイト内容は禁止とする。

3. 通学

- 登校のときは、他の歩行者や自転車・自動車に注意する。
- 自動車・オートバイでの通学は禁止する。
- 自転車での通学は、学校の許可を受ける。
- 踏切を渡るとき、交差点を通行するときは、特に電車や自動車の通行に注意する。
- バスや電車の中では、他人に迷惑にならないようにする。

○登下校途中の寄り道はしない。必要があるときは担任に届ける。

○通常の下校時刻は16時30分。

高等部 服装規定

服装はその人の人柄を表すものであるから、下記の規定に従って、質素で清潔な服装をし、生徒らしさを失わないようにつとめること。

[本科]

1. 服装

夏季・冬季とも、指定の服を着用する。尚、衣替えは、6月1日（夏季）と10月1日（冬季）とする。

◇ 冬季の服装

男子・指定された、ブレザー、ズボンを着用する。

- ・白のワイシャツを着用し、指定されたネクタイをしめる。
- ・左襟に校章をつける。

女子・指定された、ブレザー、スカートまたはズボン（スラックス）を着用する。

- ・白のワイシャツ(ブラウス)を着用し、指定されたリボンまたはネクタイをつける。
- ・左襟に校章をつける。

◇ 夏季の服装

男子・指定されたズボンを着用する。

- ・白のワイシャツを着用し、ネクタイは外しても良い。

女子・指定されたスカートまたはズボン（スラックス）を着用する。

- ・白のワイシャツ(ブラウス)を着用し、リボンまたはネクタイは外してもよい。

◇ 男女共通の服装規定

- ・レインコート、オーバーコート、マフラー、手袋などの衣類は、色、形の派手な物はさける。
- ・靴下の色は、白・紺・黒・グレーとし、ワンポイントは可とする。
- ・ピアス、イヤリング、ネックレス、ブレスレットなどのアクセサリはしない。
- ・セーター、カーディガン、ベストの色は白・黒・紺・茶・グレーとする。
- ・派手なアンダーシャツはさける。(白無地とし、ワンポイントは可)
- ・ワイシャツの下に部活動の服を着ることは禁止する。

◇ 授業中の服装

・職業科実習

体操服（職業科指定の作業服）を着用する。

・普通教科

服装規定通りのものを着用すること。ただし、教科担当者が、服装を指定した

場合は、指定通りのものを着用する。

2. 頭髪

- ・不快感を与えない頭髪を保つようにする。

3. 靴

- ・通学は、学生靴（黒）または運動靴。
- ・上履きは、体に適した運動靴（華美なものは不可）・バレーシューズ。
- ・体育館内は、体育館に適した運動靴。

4. カバン

- ・スクールバック、またはスポーツバッグ、リュック。

専攻科学生規定

最上級生として、また、職業人を目指そうとする者としての心構えがわかる服装を心がける。障害者就職説明会、企業訪問に相応しい服装で登校するように心がける。

男子・女子共通

- ・染毛・パーマは禁止とする。
- ・ピアス・マニキュア等は禁止とする。
- ・冬場のコート、ブルゾン、ウィンドブレーカーは派手でないものとする。
- ・実習服は本科規定に準ずる。
- ・上履き、体育館履きは本科に準ずる。

1. 男子

- ・スーツ又は 下は綿パン、チノパン、スラックスとし、色は黒・紺・グレー・茶系とする。（Gパン、ジャージ、スウェット、ハーフパンツは不可）
上はYシャツ、ポロシャツ、上に着る場合はトレーナー、セーターで派手でないものとする。（Tシャツ、タンクトップのみの着用、パーカーは不可）

2. 女子

- ・スーツ又は 下は綿パン、チノパンとし、色は黒・紺・グレー・茶系とする。（Gパン、ジャージ、スウェット、ハーフパンツは不可）
- ・スカートは膝下程度とする。上はYシャツ、ブラウス、ポロシャツ、上に着る場合はトレーナー、セーターで派手でないものとする。（Tシャツ、タンクトップのみの着用、パーカーは不可）
- ・ナチュラルなソフトメイクは可とする。

自 転 車 通 学 に つ い て

1. 自転車通学を希望する生徒は、必要事項を記入した所定の用紙を提出してください。
ただし、次の条件に当てはまる生徒の場合は、原則として自転車通学を認めません。

- ① 自宅が、本校から半径1 km以内にある生徒。
- ② 自宅から本校までの通学距離が10 kmを越える生徒。
- ③ 自転車の傷害保険に未加入の生徒。

2. 自転車通学をする生徒は、次にあげる各項目をよく守って下さい。

- ④ 交通法規を守り、安全運転を心がける。
- ⑤ 自転車事故で加害者になる場合もある。十分注意して運転する。
- ⑥ 所定の通学経路を走行する。
- ⑦ ブレーキ不良の自転車や、ライトや後部反射板の不備な自転車は使用しない。
- ⑧ 泥よけなどに住所、氏名を明記し、盗難登録をしておく。
- ⑨ 校内できめられた場所以外には、置いてはいけない。
- ⑩ 自転車を駐輪しておくときは、必ず施錠する。
- ⑪ 使用する自転車が変わった場合は、必ず担当の先生に申し出る。

3. その他

- ⑫ 自転車通学をする生徒には就学奨励費（交通費）は支払われない。

自動車運転免許取得について

本校では、家庭の事情や就職の条件など、社会生活上どうしても普通免許を必要とする生徒については、保護者の申し出により、下記の条件を満たす者に限り自動車学校の入校を認めます。

必要条件

1. 保護者の同意と指導監督及び協力が得られるもの。
2. 自動車学校入校届は担任の指導を受け、保護者の同意のもとで学校長に届け出る。
3. 自動車学校への通行は放課後のみとする。
4. 学業に専念するとともに、次の事項を守る。
 - ・ 学習時間に教習内容の教本や資料を持ち込まない。
 - ・ 教習のため、欠席・遅刻及び早退をしない。（学校の日課・行事に支障がないようにする）
 - ・ 期末テスト中及びテスト準備期間中は教習を受けない。
 - ・ 行事準備活動などが放課後に実施される期間は、教習を自粛する。止むを得ず必要な場合は、担任に連絡する。
 - ・ 昼間だけの教程（仮免、卒業認定、本免などの試験）については、その都度、担任に申し出る。
 - ・ 卒業後の進路が確定した者に限り許可する。
5. 危険防止のため、次の事項を守る。
 - ・ 教習中の危険防止には十分留意する。
 - ・ 在学生を同乗させることは絶対しない。
 - ・ 自動車・バイクでの登校は禁止する。